

令和元年度 技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

- 1 実施予定日時
令和元年7月3日（水）午前9時から午後0時ころまで
同 上 午後1時から午後4時ころまで
- 2 実施場所
熊本市南区富合町平原1776番地
熊本クレイ射撃場
電話096-357-4965
- 3 申込み期間
令和元年6月3日（月）から同年6月10日（月）まで
- 4 使用銃種
散弾銃（ハーフライフルで散弾銃用替え銃身のあるものを含む）
- 5 受講定員
14名（午前7名、午後7名）
- 6 申込みの手続き
 - (1) 申込書の提出先
住所地为管轄する警察署の生活安全課（係）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参）
 - (2) 提出書類
技能講習受講申込書 1通（用紙は警察署にあります）
 - (3) 受講手数料
12,300円（熊本県収入証紙により申込み時に納入）
- 7 参考事項
 - (1) 講習当日は、
 - ・ 技能講習通知書
 - ・ 許可に係る自分の猟銃1丁（教習用備付銃は使用できません）
 - ・ 講習用の適合実包25発（7.5号弾～9号弾）
 - ・ 猟銃・空気銃所持許可証
 - ・ お持ちの方は、チョッキ・耳栓を持参してください。
 - (2) 受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、25発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（TEL096-381-0110）
又は住所地为管轄する警察署の生活安全課（係）

令和元年度 技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

- 1 実施予定日時
令和元年7月3日（水）午前9時から午後0時ころまで
- 2 実施場所
玉名市石貫字小代662番地
玉名クレール射撃場
電話0968-72-3628
- 3 申込み期間
令和元年6月3日（月）から同年6月10日（月）まで
- 4 使用銃種
散弾銃（ハーフライフルで散弾銃用替え銃身のあるものを含む）
- 5 受講定員
5名
- 6 申込みの手続き
 - (1) 申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - (2) 提出書類
技能講習受講申込書 1通（用紙は警察署にあります）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参）
 - (3) 受講手数料
12,300円（熊本県収入証紙により申込み時に納入）
- 7 参考事項
 - (1) 講習当日は、
 - ・ 技能講習通知書
 - ・ 許可に係る自分の猟銃1丁（教習用備付銃は使用できません）
 - ・ 講習用の適合実包25発（9号弾）
 - ・ 猟銃・空気銃所持許可証
 - ・ お持ちの方は、チョッキ・耳栓を持参してください。
 - (2) 受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、25発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（Tel096-381-0110）
又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和元年度 技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

- 1 実施予定日時
令和元年7月13日（土）午前9時から午後0時ころまで
- 2 実施場所
八代市日奈久新田町字田ノ川内2027番地
八代日奈久射撃場
電話0965-32-6640
- 3 申込み期間
令和元年6月13日（木）から同年6月20日（木）まで
- 4 使用銃種
散弾銃（ハーフライフルで散弾銃用替え銃身のあるものを含む）
- 5 受講定員
5名
- 6 申込みの手続き
 - (1) 申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - (2) 提出書類
技能講習受講申込書 1通（用紙は警察署にあります）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参）
 - (3) 受講手数料
12,300円（熊本県収入証紙により申込み時に納入）
- 7 参考事項
 - (1) 講習当日は、
 - ・ 技能講習通知書
 - ・ 許可に係る自分の猟銃1丁（教習用備付銃は使用できません）
 - ・ 講習用の適合実包25発（7.5号弾～9号弾）
 - ・ 猟銃・空気銃所持許可証
 - ・ お持ちの方は、チョッキ・耳栓を持参してください。
 - (2) 受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、25発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（Tel096-381-0110）
又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和元年度 技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

- 1 実施予定日時
令和元年7月21日（日）午前9時から午後0時ころまで
- 2 実施場所
球磨郡多良木町大字黒肥地千里内9754番地
上球磨射撃場
電話0966-42-4514
- 3 申込み期間
令和元年6月21日（金）から同年6月28日（金）まで
- 4 使用銃種
散弾銃（ハーフライフルで散弾銃用替え銃身のあるものを含む）
- 5 受講定員
3名
- 6 申込みの手続き
 - (1) 申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - (2) 提出書類
技能講習受講申込書 1通（用紙は警察署にあります）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参）
 - (3) 受講手数料
12,300円（熊本県収入証紙により申込み時に納入）
- 7 参考事項
 - (1) 講習当日は、
 - ・ 技能講習通知書
 - ・ 許可に係る自分の猟銃1丁（教習用備付銃は使用できません）
 - ・ 講習用の適合実包25発（7.5号弾～9号弾）
 - ・ 猟銃・空気銃所持許可証
 - ・ お持ちの方は、チョッキ・耳栓を持参してください。
 - (2) 受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、25発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（Tel096-381-0110）
又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和元年度 技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

- 1 実施予定日時
令和元年7月17日（水）午前9時から午後0時ころまで
- 2 実施場所
人吉市上林町字倉谷又595番地
人吉市射撃場
電話0966-24-8703
- 3 申込み期間
令和元年6月17日（月）から同年6月24日（月）まで
- 4 使用銃種
散弾銃（ハーフライフルで散弾銃用替え銃身のあるものを含む）
- 5 受講定員
3名
- 6 申込みの手続き
 - (1) 申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - (2) 提出書類
技能講習受講申込書 1通（用紙は警察署にあります）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参）
 - (3) 受講手数料
12,300円（熊本県収入証紙により申込み時に納入）
- 7 参考事項
 - (1) 講習当日は、
 - ・ 技能講習通知書
 - ・ 許可に係る自分の猟銃1丁（教習用備付銃は使用できません）
 - ・ 講習用の適合実包25発（7.5号弾～9号弾）
 - ・ 猟銃・空気銃所持許可証
 - ・ お持ちの方は、チョッキ・耳栓を持参してください。
 - (2) 受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、25発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（Tel096-381-0110）
又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和元年度 技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

- 1 実施予定日時
令和元年7月18日（木）午前9時から午後0時ころまで
- 2 実施場所
葦北郡芦北町大字湯浦2-1
芦北町営湯浦温泉射撃場
電話0966-82-4122
- 3 申込み期間
令和元年6月18日（火）から同年6月25日（火）まで
- 4 使用銃種
散弾銃（ハーフライフルで散弾銃用替え銃身のあるものを含む）
- 5 受講定員
3名
- 6 申込みの手続き
 - (1) 申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - (2) 提出書類
技能講習受講申込書 1通（用紙は警察署にあります）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参）
 - (3) 受講手数料
12,300円（熊本県収入証紙により申込み時に納入）
- 7 参考事項
 - (1) 講習当日は、
 - ・ 技能講習通知書
 - ・ 許可に係る自分の猟銃1丁（教習用備付銃は使用できません）
 - ・ 講習用の適合実包25発（7.5号弾～9号弾）
 - ・ 猟銃・空気銃所持許可証
 - ・ お持ちの方は、チョッキ・耳栓を持参してください。
 - (2) 受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、25発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（Tel096-381-0110）
又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和元年度 技能講習（ライフル銃等）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

- 1 実施予定日時
令和元年7月22日（月）午前9時から午後0時ころまで
同 上 午後1時から午後4時ころまで
- 2 実施場所
佐賀県佐賀市大和町大字久池井3669番地
佐賀県射撃研修センター
電話0952-62-8119
- 3 申込み期間
令和元年6月24日（月）から同年7月1日（月）まで
- 4 使用銃種
ライフル銃又はハープライフル（以下「ライフル銃等」という。）
- 5 受講定員
5名
- 6 申込みの手続き
 - (1) 申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - (2) 提出書類
技能講習受講申込書 1通（用紙は警察署にあります）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参）
 - (3) 受講手数料
12,300円（熊本県収入証紙により申込み時に納入）
※ 射撃場に受講可能の確認を行った後、受理しますので、火曜日は射撃場が休みのため受理できません。
- 7 参考事項
 - (1) 講習当日は、
 - ・ 技能講習通知書
 - ・ 許可に係る自分のライフル銃等1丁（教習用備付銃は使用できません）
 - ・ 講習用の適合実包10発
 - ・ 猟銃・空気銃所持許可証
 - ・ お持ちの方は、チョッキ・耳栓を持参してください。
 - (2) 受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（Tel096-381-0110）
又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

技能講習について

1 受講対象者

現に許可を受けて猟銃（空気銃は不要）を所持する者のうち、

- 猟銃の所持許可を更新しようとする者
- 許可の有効期間内に別の猟銃を所持しようとする者

は、散弾銃・散弾銃以外の猟銃の種別毎に、住所地を管轄する公安委員会が行う技能講習を受講しなければなりません（銃刀法第5条の5第1項）。

- 散弾銃を数丁所持する者はいずれかの銃で1回受講
- ライフル銃と散弾銃を所持する者はそれぞれ受講が必要
- ハーフライフルは、散弾銃の替え銃身を所持又は他に散弾銃を所持している場合は散弾銃、双方ともに所持していない場合はライフル銃として扱う

2 講習の内容

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い～保持・携行
- イ 猟銃の点検～分解・結合
- ウ 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作～照準・空撃ち

(2) 射撃講習

散弾銃は飛翔する標的、ライフル銃等は固定射撃に対する射撃

3 講習打ち切り

次に掲げる事項に該当する場合は、講習は打ち切られます。

- (1) 受講者の所持する猟銃に著しい欠陥がありその場で修理できない場合
- (2) 受講者が酩酊しているなど技能講習を受けるに適しない場合
- (3) 受講者が危険行為を行い、講習指導員から同行為を行わないように指導を受けたにもかかわらず再度同じ行為を行った場合
- (4) 受講者の銃が故障した場合など技能講習を安全に継続することができないと講習指導員が判断した場合

4 注意事項

- (1) 開始時間に遅れた場合は受講できませんので、必ず開始時間前に到着するようにしてください。
- (2) 今までどおり、原則、散弾銃は25発、ライフル銃等は10発を実射しなければ失格となりますので、不発になった場合に備え、余分に適合実包を持参してください。
- (3) 講習指導員が必要と認める場合には、規定回数を超えて実射することが可能となりましたので、余分に適合実包を持参してください。
- (4) 散弾銃における射撃講習において規定回数である25発を超えて実射する場合は、別途標的代が必要となりますので、ご承知おいてください。